

北海道森林管理局及び
中部森林管理局における
樹木採取権者の再公募について

林野庁 業務課 連携事業推進班

北海道森林管理局及び中部森林管理局における 樹木採取権者の再公募について

令和4年3月25日

林野庁業務課連携事業推進班

北海道森林管理局及び中部森林管理局において、令和4年3月1日から6月30日までの間、樹木採取権の設定を受けることを希望する者の再公募を1及び2のとおり行っております。事業者向けの県主催の説明会等の開催があればあわせて、周知いただくなど、ご協力をお願いいたします。

1. 北海道森林管理局における再公募

(1) 公募を行う樹木採取区

ア 北海道森林管理局 1 胆振東部樹木採取区

(北海道 むかわ町内)

イ 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区

(北海道 北見市、置戸町、佐呂間町にまたがる区域)

ウ 北海道森林管理局 3 根釧西部樹木採取区

(北海道 釧路町、厚岸町、標茶町、鶴居村にまたがる区域)

(2) 公募の内容

以下のページに掲載しています。

<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/press/hanbai1/220301.html>

2. 中部森林管理局における再公募

(1) 公募を行う樹木採取区

中部 1 東信・真田 樹木採取区 (長野県 上田市内)

(2) 公募の内容

以下のページに掲載しています。

<http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/press/kouhou/220301.html>

[プレスリリース](#)

北海道森林管理局における樹木採取権者の再公募について

[Tweet](#)[印刷](#)

令和4年3月1日
北海道森林管理局

令和3年9月8日付けで指定した北海道森林管理局1胆振東部樹木採取区、北海道森林管理局2網走中部樹木採取区及び令和3年10月14日付けで指定した北海道森林管理局3根釧西部樹木採取区において、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を再公募します。

1. 公募の内容

(1) 公募を行う樹木採取区

- (ア) 北海道森林管理局1胆振東部樹木採取区
- (イ) 北海道森林管理局2網走中部樹木採取区
[令和3年9月8日付け公示のとおり](#)
- (ウ) 北海道森林管理局3根釧西部樹木採取区
[令和3年10月14日付け公示のとおり](#)

(2) 樹木採取権の存続期間

- (ア) 北海道森林管理局1胆振東部樹木採取区
- (イ) 北海道森林管理局2網走中部樹木採取区
樹木採取権の設定の日から8年
- (ウ) 北海道森林管理局3根釧西部樹木採取区
樹木採取権の設定の日から9年

(3) 公募期間

令和4年3月1日（火曜日）～令和4年6月30日（木曜日） 17時00分まで（必着）

[公募要項はこちら](#)

公募の詳細は「北海道森林管理局1胆振東部樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項」、「北海道森林管理局2網走中部樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項」又は「北海道森林管理局3根釧西部樹木採取区における樹木採取権における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項」をご確認ください。（各採取区の申込方法等にリンクを設けてあります。）

2. 事業者向け説明会の開催

(1) 北海道森林管理局1胆振東部樹木採取区

- (ア) 公募要項等に関する説明会
開催日時：令和4年3月17日（木曜日）14時00分～
開催場所：北海道森林管理局 中会議室（4F）
- (イ) 現地説明会
開催日時：令和4年5月18日（水曜日）13時00分～（道東自動車道むかわ穂別IC料金所横の駐車場に集合後出発）
開催場所：穂別国有林2146へ林小班ほか
- (ウ) 申込方法
[「北海道森林管理局1胆振東部樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項」](#)（PDF：208KB） のVの1をご確認ください。

(2) 北海道森林管理局2網走中部樹木採取区

- (ア) 公募要項等に関する説明会
開催日時：令和4年3月17日（木曜日）14時00分～
開催場所：北海道森林管理局 中会議室（4F）

(イ) 現地説明会

開催日時：令和4年6月9日（木曜日）9時30分～（網走中部森林管理署 佐呂間森林事務所（常呂郡佐呂間町永代98-2）に集合後出発）
開催場所：佐呂間国有林2054ろ林小班ほか

(ウ) 申込方法等

[「北海道森林管理局2網走中部樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項」](#) (PDF：208KB) のVの1をご確認ください。

(3)北海道森林管理局3根釧西部樹木採取区

(ア) 公募要項等に関する説明会

開催日時：令和4年3月17日（木曜日）14時00分～
開催場所：北海道森林管理局 中会議室（4F）

(イ) 現地説明会

開催日時：令和4年5月31日（火曜日）9時30分～（根釧西部森林管理署に集合後出発）
開催場所：厚岸国有林57そ林小班ほか

(ウ) 申込方法等

[「北海道森林管理局3根釧西部樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項」](#) (PDF：208KB) のVの1をご確認ください。

公募要項等に関する説明会は3採取区とも令和4年3月17日（木曜日）に北海道森林管理局中会議室にて開催いたします。なお、新型コロナウイルス感染症への対策のため、公募要項等に関する説明会及び現地説明会には1社からの参加者を2までと制限させていただきます。

お問合せ先

森林整備部資源活用第一課

担当者：企画官（長期安定供給）
ダイヤルイン：050-3160-6295
FAX番号：011-614-2654

公式SNS



関連リンク集

林野庁
トップページへ

北海道森林管理局

住所：〒064-8537 北海道札幌市中央区
宮の森3条7丁目70番
電話：011-622-5213（代表）
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

このページ
の先頭へ

[プレスリリース](#)

中部1東信・真田樹木採取区における樹木採取権者の公募について（再公募の実施）

[Tweet](#)[印刷](#)令和4年3月1日
中部森林管理局

令和3年9月10日付けで指定した中部1東信・真田樹木採取区において、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を再公募します。

1. 再公募の内容

(1) 公募を行う樹木採取区

中部 1 東信・真田 樹木採取区
[令和3年9月10日付け公示のとおり](#)

(2) 樹木採取権の存続期間

樹木採取権の設定の日から10年

(3) 公募期間

令和4年3月1日（火曜日）から令和4年6月30日（木曜日）17時まで（必着）

公募の詳細は、**[「中部1東信・真田樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項」](#)**をご確認ください。

2. 事業者向け説明会の開催

(1) 開催日時・開催場所

1. 公募要項等に関する説明会

開催日時：令和4年3月18日（金曜日）13時30分から

開催場所：中部森林管理局大会議室

受付期限：令和4年3月14日（月曜日）17時まで（必着）

※新型コロナウイルス対策のため、1社からの参加は2名までとさせていただきます。

※説明会終了後、説明会で使用した資料は中部森林管理局ホームページで公表します。

2. 現地説明会（融雪後を予定）

開催日時：令和4年5月11日（水曜日）9時30分から

開催場所：傍陽山国有林 1045 へ林小班ほか

受付期限：令和4年4月28日（木曜日）17時まで（必着）

※新型コロナウイルス対策のため、1社からの参加は2名までとさせていただきます。

(2) 申込方法等

「中部 1 東信・真田 樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項」のVの1をご確認ください。

当日の留意事項等につきましては申込みいただいた方に別途お知らせします。

お問合せ先

森林整備部資源活用課

担当：企画官（長期安定供給）北村

電話：026-236-2677、050-3160-6567

FAX：026-236-2686

メール：c_shigen@maff.go.jp

公式SNS



関連リンク集

林野庁
トップページへ

中部森林管理局

住所：〒380-8575 長野県長野市大字栗田715-5

電話：026-236-2720（代表）026-236-2721（夜間・休日）

法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

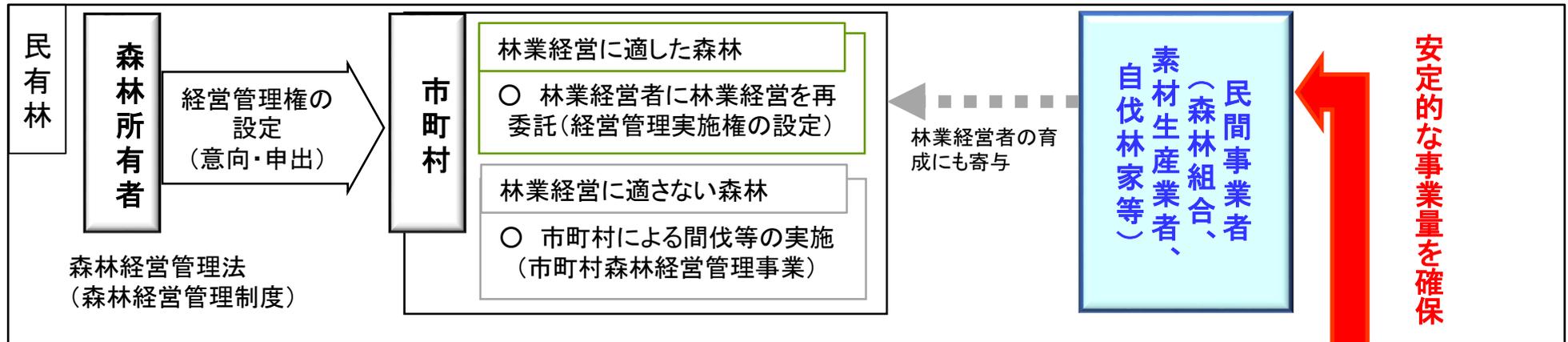
アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : CHUBU Regional Forest Office

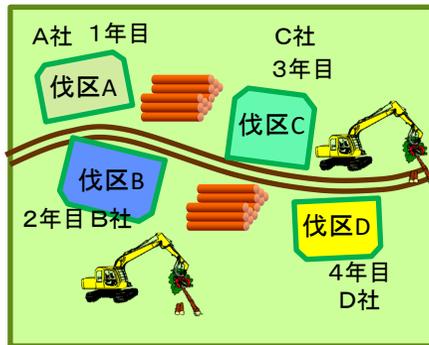
樹木採取権制度の概要

- 効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るためには、安定的な事業量の確保が必要であり、民有林からの木材供給を補完する形で、国有林から長期・安定的に事業者が樹木を採取できるよう措置することが有効。
- そのため、今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、現行の入札に加え、一定の区域(樹木採取区)において、一定期間・安定的に樹木を採取できる樹木採取権制度を創設。(令和2年4月施行)



国有林

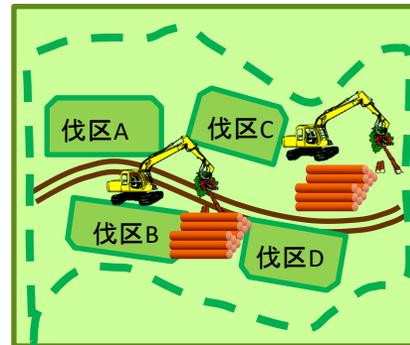
① 従前の仕組み(引き続き実施)



・毎年度個別に場所、時期等を特定し、入札により立木を購入して伐採する事業者を決定

※立木を購入している林業経営体の平均年間立木購入面積(2015年農林業センサス)は約20ha(年間6千m³程度の素材生産量に相当)

② 樹木採取権の仕組み(今後の供給量の増加分の一部で実施)



・国有林の一定の区域(樹木採取区)において立木を一定期間、安定的に伐採できる樹木採取権(地域の民間事業者が対応可能な200~300ha(皆伐相当)・年間数千m³程度の素材生産量を想定し、権利の期間は10年を基本に運用)を設定

※現行の国有林の伐採のルールを厳守

※長期に事業量が見通せることで機械導入や雇用が進展

+

①を基本とし、②を追加